

産後ケア利用時の上の子の一時預かり利用料助成

令和8年4月より、産後ケア利用時に未就園の上のお子さんが一時預かりを利用した際の利用料金の一部が助成されます。

◇助成費用

1回の利用につき、上限5,000円。4回まで。

助成までの流れ

①保育所等に一時預かりの申し込みをする。

*一時預かりの予約はご自身で行うようにお願いします。

*利用前に何度か子育て支援センターと一緒に遊びに行くなど、集団の場に慣れておくことをおすすめします。

②産後ケア利用日に保育所などの一時預かりを利用する。

③保育所等から一時預かり利用の領収書を発行してもらう。

④滝沢市こども家庭センターに手続きに来る。

(利用した日から6か月以内にお越しく下さい)

◇手続きに必要なもの

- 一時預かり利用料の領収書
- 振込指定金融機関の通帳またはキャッシュカード
- 滝沢市産後ケア事業利用承認通知書
- 母子健康手帳

⑤交付決定通知書が届く。

⑥振込指定金融機関に助成金が振り込まれる。

☆問い合わせ・申請先☆
滝沢市健康こども部こども家庭センター
〒020-0692 滝沢市中鶺鴒55番地
☎019-656-6526

